明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務二五〇～二五六）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同二五七～二五九）　八
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同二六〇～二六二）　九
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（同二六三～二六六、二六九～二七一）　三
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同二六七）　四
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同二六八）

〔公告〕

諸事項

官庁
基本測量関係事項関係　一六
裁判所
破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会弁護士法第五条の規定による弁護士業務についての研修に関する規則中一部改正・国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に伴う弁護士の紹介に関する規則制定・懲戒の処分関係　三〇
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　三三
会社その他
会社決算公告　三三